

(仮称)盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例 骨子案

第1 目的

この条例は、客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が公共の場所を安全にかつ安心して通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とします。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいいます。

(2) 客引き行為等 公共の場所において行われる次に掲げる行為をいいます。

ア 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいいます。イ及び第7において同じです。）

イ 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。）

ウ 勧誘行為（不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為をいいます。エにおいて同じです。）

エ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。）

(3) 市民等 市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいいます。

(4) 事業者等 事業（その準備行為を含みます。）を営む者（以下「事業者」といいます。）又はその従業者をいいます。

(5) 地域団体等 次に掲げる団体をいいます。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域における活動を行う団体

イ 事業者によって組織された団体のうち、商店街の振興を目的として活動を行うもの

第3 市の責務

1 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関する市民等及び事業者等の意識の啓発その他の必要な施策を推進する責務を有します。

2 市は、1の施策の推進に当たっては、警察その他の関係機関及び地域団体等との連携を図る責務を有します。

第4 市民等及び事業者等の責務

1 市民等及び事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

2 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業者に対する指導及び監督を行うよう努めなければなりません。

第5 禁止区域の指定等

- 1 市長は、市民等が公共の場所を安全にかつ安心して通行し、又は利用することができる環境を形成するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」といいます。）として指定することができます。
- 2 市長は、1の規定に基づき禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察その他の関係機関及び当該指定しようとする区域を活動の範囲に含む地域団体等の意見を聴かなければなりません。
- 3 市長は、1の規定に基づき禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければなりません。
- 4 市長は、必要があると認めたときは、1の規定に基づき指定した禁止区域の区域を変更し、又はその指定を解除することができます。
- 5 2及び3の規定は、4の規定に基づく禁止区域の区域の変更又は禁止区域の指定の解除について準用します。

第6 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはなりません。

第7 禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において客引き行為を行った者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはなりません。

第8 禁止区域における市及び地域団体等の協力

市及び禁止区域を活動の範囲に含む地域団体等は、禁止区域における客引き行為等を行わないための取組を協力して行うものとします。

第9 指導

市長は、第6又は第7の規定に違反する行為（以下「違反行為」といいます。）をしていると認めた者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができます。

第10 勧告

市長は、第9の規定に基づく指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る違反行為をしてはならない旨を勧告することができます。

第11 命令

市長は、第10の規定に基づく勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命ずることができます。

第12 報告徴収、立入調査又は質問

- 1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行かせた者又はその疑いがある者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、店舗その他の場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができます。

- 2 1の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。
- 3 1の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

第13 公表

- 1 市長は、第11の規定に基づく命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができます。
 - (1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 公表の原因となる事実
 - (3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、1の規定に基づく公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければなりません。

第14 土地等の所有者等への通知

市長は、第13の1の規定に基づく公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物の所有者若しくはこれらを貸し付けている者又はこれらの管理者に対し、当該公表の内容を通知することができます。

第15 関係機関への情報提供

市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めたときは、警察その他の関係機関に対し、この条例の施行に関し把握した情報を提供することができます。

第16 関係機関等への協力要請

市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めたときは、警察その他の関係機関、事業者等又は地域団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができます。

第17 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

第18 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処します。

- (1) 第11の規定に基づく命令に違反した者
- (2) 第12の1の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第19 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関して第18の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第18の過料を科します。

第20 条例の施行

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第6、第7、第9から第14まで、第18及び第19の規定は、令和7年12月1日から施行します。

第21 スケジュール案

- 1 令和7年6月 条例制定に関するパブリックコメント
- 2 令和7年9月 市議会定例会に条例案を提案